

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第2章第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川利根川水系渡良瀬川左岸足利市栄町二丁目地先で、別図「本町緑地の一部【都市・地域再生等利用区域】」に示す区域

2. 渡良瀬川左岸足利市栄町二丁目地先の位置付け

足利市では足利市都市計画マスタープランにおいて、渡良瀬川を水とのふれあいの場やスポーツ・レクリエーションの場として位置付け、地域のにぎわい場所や福祉拠点などの資源を活かした取組を行っている。渡良瀬川左岸足利市栄町二丁目地先では、「五十部・岩井地区かわまちづくり」の取組がされており、河川管理者が行う維持管理工事の盛土により造成された堤防天端の平場を活用し、人々が訪れやすい環境整備を進めることで、既存の観光資源との相乗効果により来訪者の増加と地域活性化につながることを期待している。

この度、足利市本町地区において、令和2年1月23日付けで「都市再生整備計画」を策定（同地区の整備内容は令和5年1月に都市再生整備計画（足利中央地区）に位置付けを変更）し、整備目標「まちなかにおける憩いの場の創出」に向けて足利市が事業主体となり、官民連携による事業を実施することとしている。

これらのことを踏まえ、渡良瀬川左岸足利市栄町二丁目地先を開放することで、まちなかにおける憩いの場の創出を図ることを推進していくために取り組んでいく。

3. 指定年月日

令和5年2月2日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) 便益施設（飲食店、売店、駐車場、トイレ等）
- 2) 園路、広場
- 3) 休養施設（休憩所等）
- 4) その他の施設（展望台、集会所）

2. 許可方針

- 1) 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4) 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 5) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

足利市